

公 告

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊
業務隊長 鈴木 崇大

展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることなく業務を遂行できること。
- (4) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること。
- (5) 暴力団等と関係しないこと。

2 設置場所及び業種

- (1) 設置場所
長崎県大村市富の原 1-1000
陸上自衛隊竹松駐屯地内 厚生センター 1階または屋外
- (2) 業 種
展示即売店

3 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和7年10月6日（月）～令和7年10月24日（金）
- (2) 受付時間：午前9時～午後12時及び午後1時～午後4時の間（土日祝日を除く。）
- (3) 場 所：長崎県大村市富の原 1-1000
陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊厚生科厚生班 担当：井上
電話 0957-52-3141（内線388）
FAX 0957-52-3141（内線385）
Mail takematu-gsvc-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

4 説明会の実施

※新規及び希望業者のみ

- (1) 日 時：令和7年10月27日（月）午後2時～午後3時
- (2) 場 所：陸上自衛隊竹松駐屯地 厚生センター内リラクゼーションルーム
- (3) その他：説明会に参加される業者の方は、令和7年10月24日（金）午後4時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先、電話番号をご連絡ください。
（あて先は募集要領の配布場所に同じ。電話、FAX、Mail可）

5 その他

細部の内容は、募集要領による。

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊竹松駐屯地において、隊員の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることなく業務を遂行できること。
- (4) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること。
- (5) 暴力団等と関係しないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

長崎県大村市富の原1-1000

陸上自衛隊竹松駐屯地 厚生センター1階

4 説明会

※新規及び希望業者のみ。

- (1) 日 時：令和7年10月27日（月）午後2時から午後3時
- (2) 場 所：陸上自衛隊竹松駐屯地 厚生センター内リラクゼーションルーム
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑

説明会参加業者は令和7年10月24日（金）午後4時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先、電話番号をご連絡ください。（あて先は募集要領の配布場所に同じ。電話、FAX、Mail可）

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- (2) 店舗数
厚生センター1階通路部分（各日8区画以内）及び屋外（各日1区画以内）
※店舗位置については、展示即売店を開催の都度担当者が指示する。
- (3) その他
仕様書のとおり。

6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、次のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書15部（別紙様式第2）

※以下の事項について、必ず記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
- b 従業員管理（身元管理・健康管理等）及び人員配置
- c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- d 衛生管理方法
- e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- f 防衛省における営業方針
- g 会社概要
- h その他のアピールポイント
- i 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第4）

(ウ) 企画提案書附属書類15部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式第5）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
（営業許可等を要するものに限る。）

(オ) 誓約書1部（別紙様式第6）

(カ) 役員名簿1部（別紙様式第7）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊厚生科厚生班

（住所）長崎県大村市富の原1-1000

（電話）0957-52-3141 内線 388

ウ 提出期限

令和7年10月30日（木）午後4時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限までに書類が提出されなかった場合

- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売店業者を決定する。

出店日が重複し、場所の確保が出来ない場合は、評価点数が高い方を優先する。

8 決定日等

(1) 業者の決定

令和7年11月20日（木）

(2) 決定の通知

令和7年11月20日（木）選定業者のみ厚生センター掲示板への掲示及び郵便にて通知する。

(3) 決定業者説明会（希望者のみ）

令和7年11月21日（金）午後2時から

9 その他

出店要望日に沿うことが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

仕 様 書 (その1)

- 1 業務件名
陸上自衛隊竹松駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、竹松駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長九州防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
 - (5) 暴力団等と関係しないこと。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料は、別途通知する。
（参考：令和6年度は、消費税込額で、建物が日額約26円/m²、土地が日額約22円/m²）
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。
- 7 業務期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。
- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の情報保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときには、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵(かし)等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は売上金額を翌月 10 日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類(履歴書(写し))、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

1 6 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書(その2)のとおり

仕 様 書 (その2)

1 募集業種
展示即売店

2 設置場所等

(1) 厚生センター1階通路部分

各日8区画以内(1区画は、横1.8m×縦1m=1.8㎡)

(2) 屋外(キッチンカー等)

ア 各日1区画以内(奥行き3.6m×幅5.4m=19.44㎡)

イ 電気、水の供給は、官側では一切行わない。

ウ 火気の使用は、店舗ごとに消火器(業務用)を備え付ける。

(3) 店舗位置

展示即売店を開催の都度担当者が指示する。

3 国有財産使用料

別途通知(参考:令和6年度は、消費税込額で、建物が日額約26円/㎡、土地が日額約22円/㎡)

4 営業日

令和8年4月1日~令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

5 営業時間

原則として、土日祝日、年末年始休暇及び夏季休暇等の期間を除く、午前10時から午後7時までの間とし、それ以外は別途協議する。

6 販売品目

スポーツ用品、めがね、衣料品、野菜、果物、食品(手作りパン、スイーツ、ホットドック等)、釣り具、寝具類等展示即売可能な品目とする。但し、アルコール飲料(アルコールテイスト飲料含む)を販売禁止とし、厚生センター内委託売店の取り扱いと競合する品目については別途協議する。

7 その他の営業条件

国の行事、緊急時等は国が使用する。

令和 年 月 日

申 請 書

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

長崎県大村市富の原1-1000に所在する陸上自衛隊竹松駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書 (2枚以内)

会 社 名 :

1	主な販売予定商品・販売価格表 (別紙様式第3)
2	従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置 (200字以内)
3	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法 (200字以内)
4	衛生管理方法 (200字以内)

5 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

6 防衛省における営業方針（200字以内）

7 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

8 その他アピールポイント（200字以内）

9 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第4）

令和 年 月 日

陸上自衛隊
竹松駐屯地業務隊長 殿住 所
会社名
代表者
印

出店要望日及び区画数要望表

実施時期	予定日数	1回の使用区画数	出店要望日	備考
4月～6月 (1四半期)				
7月～9月 (2四半期)				
10月～12月 (3四半期)				
1月～3月 (4四半期)				

○記入要領及び注意事項

- ・「予定日数」は、各実施時期の3ヶ月間の合計を記入してください。
※毎年度1月31日現在における当該年度の使用実績と2月及び3月における使用見込の確認を行い、使用許可日数を超えることが予想される場合は、追加の使用許可手続きを行います。なお、使用許可数減に伴う使用料の返還には応じられません。
- ・「1回の使用区画数」は、仕様書（その2）で示させた区画を記入してください。
- ・「出店要望日」は、予定日数以内で計画している日がある場合は記入をお願いします。
※ 記入された場合も各月の実施日については、展示即売店実施月の前月の18日までに、調整をお願いします。また、出店要望日に沿うことが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

令和 年 月 日

業 務 確 約 書

陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊竹松駐屯地における展示即売会の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
九州防衛局長 殿
(竹松駐屯地業務隊長経由)

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

